

## 本人確認法施行令の改正について

F A T F 勧告実施の一環として、送金時の本人確認を強化する

## 【F A T F 勧告の概要】

F A T F（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための政府間機関）は、2001年に策定した「テロ資金供与に関する特別勧告」の中で、送金業務を行う金融機関に対し、1,000米ドル／ユーロ相当の金額を超える電信送金について、2006年末までに本人確認の強化等を行うことを求めている。

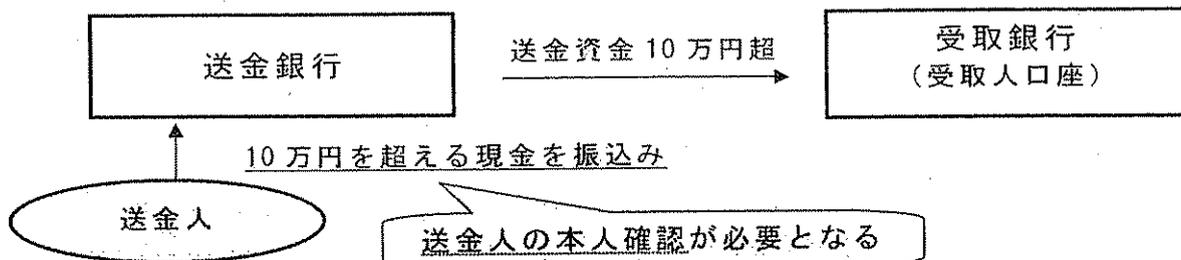
## 【現行の取扱い】

本人確認法は、金融機関に対し、顧客が預金口座の開設や200万円を超える大口現金取引等を行う際に、本人確認を義務付けている。

## 【改正内容】

上記F A T Fの特別勧告を踏まえて、以下の内容の政令改正を行った。

- 10万円を超える現金送金などを行う際に、金融機関に対し、送金人の本人確認等を義務付ける。
- 公布：平成18年9月22日
- 施行：平成19年1月4日



(※)送金人の預金口座から送金する場合には基本的には本人確認を行う必要はない。

## 【10万円を超える送金を行う場合の実際の取扱い】

- 現金で振込みを行う場合
    - －窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示の上、振込みを行う必要。
    - －ATMでの振込みは不可。
  - 預金口座を通じて振込みを行う場合
    - －ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方で振込みを行うことが可能。
- ※ ただし、口座開設の際に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないこともあり得る。

# 本人確認にご協力ください!

平成19年1月4日以降、10万円を超える振込みは、次のような取扱いになります。ご協力をお願いいたします。

## ● 現金で振込みを行う場合

窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示のうえ、お振込み下さい。

ATMでは10万円を超える現金の振込みができません。

## ● 預貯金口座を通じて振込みを行う場合

ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方でお振込みいただけます。

※ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないことがあります。

マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて、平成19年1月4日以降、10万円を超える現金の振込みなどを行う際に、本人確認書類の提示が、本人確認法<sup>(\*)</sup>により求められることとなります。

\* 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律  
詳しくは、金融庁ホームページをご覧ください。 <http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

## ● 提示が求められる本人確認書類

個人の場合：運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、  
母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書など

法人の場合：登記事項証明書など

## ● 本人確認書類の提示が求められる場面

現 行	平成19年1月4日以降
・ 預貯金口座の開設 ・ 200万円を超える大口現金取引 ・ 金銭の貸借 ・ 有価証券の売買 ・ 保険契約 など	10万円を超える現金の振込みなどを新たに追加

金融庁/警察庁/総務省/法務省/財務省/厚生労働省/農林水産省/経済産業省/国土交通省

## 入学金・授業料などの振込みにあたって

入学金・授業料などを金融機関で振込む際には、本人確認書類をご用意ください！  
(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)

- 平成19年1月4日から、本人確認手続に関する法令の改正\*により、金融機関において10万円を超える現金\*\*の振込みを行う場合には、本人確認書類の提示が必要となります(ATMでは、10万円を超える現金の振込みができません)。
- 10万円を超える入学金・授業料などの現金振込みの際には、指定の振込用紙とともに、振込みの手続を行う方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をご用意のうえ、金融機関の窓口をご利用ください。

\* マネー・ローンダリング、テロ資金対策のための国際的な要請を受けて行われたものです。

\*\* 現金ではなく預貯金口座を通じて振込みを行う場合は、ATM・窓口のいずれにおいても、これまでと同様の手順・方法で振込むことができます。(口座開設の際に本人確認の手続が済んでいない場合には、窓口で本人確認書類の提示が必要となることがあります。)

- 本人確認書類の提示がない場合には、金融機関では、10万円を超える現金による入学金・授業料などの振込みができません。
- 保護者の方などが、振込名義人(受験生・入学者など)に代わって振込みの手続を行う場合には、金融機関では、振込みの目的(入学金・授業料などであること)をお尋ねすることがあります。
- 詳しくは、振込みを依頼する金融機関にお問い合わせください。

金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/policy/honninkakunin/>

文部科学省ホームページ

<http://www.mext.go.jp/>



〇〇〇 (学校名)